

町村週報

(町村の購読料は会費
の中に含まれております)

2385号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号 : 電話03 3581 0486番 FAX03 3580 5955
発行人 渡辺 明 : 定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697 <http://www.zck.or.jp>

閑話休題

大正生まれの一人として、今から七〇年前の四月に東京府下北多摩郡千歳村の塚土小学校に入学した。晩年の徳富蘆花(一八六八―一九二七)が、美的百姓“を楽しんだ屋敷(蘆花公園)からそれほど離れていない。千歳村は明治二年、回沢・八幡山・粕谷・船橋など八か村の合併で生まれたが、入学当時の運動会では、字対抗のリレーも玉の一つであった。旧村ごとに神社の祭日と催しが異なるので、毎晩のように祭りめぐりを楽しんだ。晴れて世田谷区に編入されたのは昭和一年一〇月一日。その日の午後は全校生徒が地区ごとに分かれての提灯行列。東京市民になってからも田園風景に変わりはなかった。



雪のカラマツ林

千歳の村祭り

昭和一九年の秋に東大の理学部地理学科に入学、ある先輩が卒業論文で一万一千余の市町村別農業統計を処理して、全国の農業地域区分図を作成したのを見て、度肝をぬかれた。昭和三〇年一〇月一日の市町村数は四、八二二と激減したが、それでも手作業で市町村別の全国人口密度図や人口増減図などを仕上げるのは、根気との勝負であった。戦後の農地改革と町村合併は、近代世界史上でも異例の大事業であり、その後の高度経済成長にもそれなりに寄与したはずである。昭和四〇年代になると政・財界あたりからさらなる市町村合併促進へ

の風圧が高まった。それに対して自治省は昭和四四年度から「広域市町村圏の振興整備」に力を注いだ。四七年度までに設定された圏域数は三二九。この施策が、今後の合併の基盤作りとしてどのように役立ったか、研究に値する問題であろう。それと共に大きな関心事は、明治の市町村制施行以来、そのまま単独で存続してきた市町村は、一七八年四月現在で、なんと八七八(二七・八%)もあったが、これらの将来である。いわば地域文化保持の象徴である自治体の独立樹が、千年杉のように年輪を重ねていけるための環境整備にも、国の特別な配慮が必要ではあるまいか。(東京大学名誉教授 西川 治)

もくじ

政 策	徹底した行革と歳出の見直しを要請 = 平成14年度財政課長内かん	(2)
情 報	カプセルNOW & NEW	(14)
随 想	人生雑感	栃木県町村会長・烏山町長 岩崎義一.....(15)
情 報	政策レーダー	(16)

徹底した行革と歳出の見直しを要請

平成十四年度財政課長内かん

総務省は一月二十一日、平成十四年度の地方財政の見直しや地方団体における財政運営上の留意点を盛り込んだ「財政課長内かん」を各都道府県に通知した。

内かんは十四年度の地方財政の見直しについて、引き続き大幅な財源不足の状況にあり、地方財政の借入金残高が一九五兆円に達する見込みなど、将来の財政運営が圧迫されることが懸念されることとしており、地方団体においては、行政改革を推進し分権時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムの確立に努め、徹底した歳出の見直しにより持続可能な財政への転換を図ることが急務であるとした。このため、明年度の予算編成にあたっては、財政の健全性に留意しつつ、個性ある地方の活性化、循環型社会の形成、少子・高齢化への対応等の課題に取り組み、住民福祉の向上に努めるべきであると強調した。特に財政構造が悪化している団体においては、必要に応じて財政健全化計画を策定するよう要請している。

予算編成の基本的考え方

我が国経済は、平成十一年春から緩やかな景気回復過程をたどったものの、その足取りは弱く、平成十三年に入ってから回復の動きは弱まり、景気回復局面は短期間にとどまった。政府は構造改革への取組みを抜本的に強化し、「改革なくして成長なし」との基本的考え方の下、平成十三年六月に「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する

基本方針」を決定した後、「改革工程表」により構造改革の道筋を提示し、さらに構造改革を加速するために、「改革先行プログラム」を決定し、これを受け、第一次補正予算を編成するなど、経済・財政、行政、社会など各般にわたる構造改革を推進している。

その一方、米国における同時多発テロの発生を契機に世界同時不況のリスクが高まっており、我が国においても景気は悪化を続けていることから、政府としては、平成十三年十二月に「緊急対応プログラム」を決定するとともに、第二次補正予算を編成したところである。今後、これらをはじめ、デフレ問題への取組みなど政策展開の効果が着実に発現し、加えて米国経済の改善が見込まれることなどから、我が国経済は、引き続き厳しいながらも低迷を脱し、年度後半には、民需中心の回復に向けて緩やかに動き出すことが期待されている。

そうした中で、明年度の地方財政は、平成十三年度に引き続き大幅な財源不足の状況にあり、地方財政の借入金残高は平成十四年度末には一九五兆円に達する見込みとなっているが、今後、その償還により公債費の一層の増加が見込まれるところであり、これにより将来の財政運営が圧迫されることが強く懸念されている。

現下の極めて厳しい地方財政の状況、国・地方に通ずる財政構造改革の必要性を踏まえると、引き続き、地方団体においては、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立するため、徹底した行政改革を推進するとともに、国・地方を通じ、歳出の徹底した見直しによる抑制と重点化を進め、効率的

で持続可能な財政への転換を図ることが急務である。

平成十四年度の予算編成に当たっては、このような現状を踏まえ、財政の健全性の確保に留意しつつ、それぞれの地域経済の状況にかんがみ、個性ある地方の活性化、循環型社会の形成、少子・高齢化への対応等の地域の課題に重点的に取り組み、住民福祉の向上に努めるべきである。

- 1 平成十四年度の国内総生産の成長率は、名目マイナス〇・九％程度、実質〇・〇％程度と見込まれているが、景気の動向は地域や業種によって異なるものと考えられるので、経済動向を十分踏まえて適切な財政運営を行うよう配慮されたい。
- 2 地方分権や住民ニーズの高度化・多様化等に適切に対処するため、地方団体が徹底した行政改革に取り組むことが強く期待されている。

各地方団体においては、「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針」(平成九年十一月十四日付け自治事務次官通知)に沿って、計画的な取組みを推進するとともに、独自の工夫を加えつつ、事務事業の見直し、組織・機構の簡素効率化、外郭団体の統廃合等、定員管理・給与の適正化、民間委託の推進など行政運営全般にわたる改革を引き続き積極的に進められたい。なお、地方団体の先進的な取組事例については、総務省のホームページ等により、適宜、紹介するので参考とされたい。

政 策

また、行政改革を進める際、数値目標を設定するなど、できる限り行政改革の目標を具体的なものとするとともに、行政改革の目標や進捗状況等を積極的に住民に広報するなどにより、住民の一層の理解と協力の下で行政改革を推進するよう努められたい。

なお、PFI事業の活用や行政評価システムの導入などの新たな行政改革手法についても、積極的に取り組まれない。

3 定員及び給与については、定員管理及び給与水準の適正化等を図り、給与関係経費を抑制されたい。

特に、一部の地方団体においては、給与制度及びその運用に問題が残されていることから、地域住民の理解と納得が得られるよう、速やかにその適正化を図られたい。

また、高齢層職員について、国と同様に昇給停止年齢を原則五十五歳に引き下げる等の措置を講じていない団体にあつては、当該制度の趣旨等を踏まえ、早期に措置されたい。

定員管理については、各地方団体においては、数値目標を掲げた定員適正化計画の着実な実行、状況の変化に応じたその積極的な見直し、定員適正化の数値目標の公表を行うなど、定員管理の適正化を一層推進し、極力定員の縮減に努められたい。

また、職員の資質のより一層の向上を図るため、職員の人材育成に対する地方財政措置として、自己啓発、職場研修の推進及び市町村が民

間・都道府県と共同で実施する管理職者に対する高度・専門的な研修、都道府県が行う市町村職員研修及び首長等のトップセミナーなどへの参加に対する支援を引き続き行うこととしているので、その適切な活用を図るとともに、人材育成に関する基本方針の策定及びその着実な推進に取り組まれたい。

4 財政構造が悪化している地方団体においては、必要に応じて財政健全化のための計画を策定するなど、自主的かつ主体的に財政構造の改善を図られたい。

なお、行政改革大綱等に基づき数値目標を設定、公表して行政改革や財政健全化に取り組んでいる地方団体について、当該数値目標等により、将来の財政負担の軽減が見込まれる範囲内において、充当率の引上げ等による財政健全化を引き続き発行できることとしているので、中長期的な観点に立った適切な財政運営の確保にも十分配慮したうえ、活用を図られたい。

5 適正な予算の執行を確保する観点等から、監査委員制度の適正な運用、監査の徹底を努めるとともに、外部監査制度の積極的な活用を図られたい。

6 地方分権が実行の段階を迎え、住民に身近な総合的な行政サービスを提供する市町村の役割がますます重要なものとなるなかで、市町村の行政サービスを維持し、向上させるとともに、行政としての規模の拡大や効率化を図る視点から、「市町村

の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）の期限である平成十七年三月までに十分な成果があげられるよう、市町村合併をより一層積極的に推進することが必要となっている。

このため、市町村合併の実現に向けた地域住民の合意の形成、気運の醸成を図るための広報・啓発事業を引き続き行うこととしているほか、政府の市町村合併支援本部により決定された「市町村合併支援プラン」においても、地方財政措置の拡充、公共事業の優先採択・重点投資、合併に際しての各種障害除去対策等、合併に関する関係省庁の連携支援策を盛り込んでいくところであり、今後この支援プランに基づく各種支援等の活用を図られたい。

特に地域の実情を熟知した広域的な団体である都道府県の果たす役割は極めて重要であり、合併支援本部の設置、合併重点支援地域の指定等により、市町村合併をより一層強力に推進されたい。

7 投資的経費に係る地方単独事業については、国の予算編成における公共投資関係費の取扱い等を助案し、地方財政計画において一五兆七、五〇〇億円程度を計上することとしている。

この額は、前年度の額に比して一〇%の減となっているが、地方団体の予算編成に当たっては、近年、地方団体の決算額が地方財政計画額を下回っている実態にあることにも留意の上、地域の実情に即して、生活

関連基盤の整備や地域経済の振興等に必要なる事業量を確保されたい。

また、事業内容については、いわゆる箱物整備を抑制するとともに、地域情報化等の基盤整備への重点化を図ることとし、新たに「地域活性化事業」（五、六〇〇億円）を創設し、地方債及び地方交付税による措置を講じることとしているので、積極的な活用を図られたい。

「地域活性化事業」においては、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」に示されたいわゆる重点七分野に係る地域の基盤整備を支援するため、低公害車導入や環境保全林整備等を行う「循環型社会形成事業」、公共施設等のバリアフリー化や子育て支援を図る「少子・高齢化対策事業」、技術シーズ、文化財等地域の潜在力を活用する「地域資源活用促進事業」、電線地中化や公共交通拠点の整備等により豊かな都市生活環境を実現する「都市再生事業」、地域公共ネットワークの整備等地域のIT化を促進する「地域情報通信基盤整備事業」をメニューとして設けることとしている。

なお、従来の地域総合整備事業については、平成十三年度をもって廃止することとしているが、平成十三年度までに既に事業に着手しているものは、経過的に旧地域総合整備事業（継続事業分）（九、五〇〇億円）の対象として、従来どおりの財政措置を行うこととしている。

8 「障害者プラン」、「ゴールドプ

ラン21」及び「新エンゼルプラン」等の着実な推進を図る観点から、地方財政計画において国庫補助負担事業に伴う所要額を計上するとともに、社会福祉系統経費(単独)を前年度に比し約〇・九%、約四〇〇億円増の四兆二、二〇〇億円程度計上することとしている。

9 介護保険制度に関連して、地方団体が地域の実情に応じた取組みを行うことができるよう、「介護保険制度支援対策」として、引き続き、広報啓発、ホームヘルパー及びケアマネージャー確保等に要する経費について地方交付税措置を講じることとしている。

10 「子育て支援事業」として、預かり保育の実施のための環境整備等地方団体が地域の実情に応じて行うソフト事業に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしている。

また、ハード事業についても、「地域活性化事業」のうちの「少子・高齢化対策事業」において、子育て支援の観点から行う公共施設の改善等に対して、地方債及び地方交付税による措置を講じることとしている。

11 「共生のまちづくり推進」として、ユニバーサルデザインによるまちづくりやNPO等の活動の活性化を推進するソフト事業に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしている。

また、ハード事業についても、「地域活性化事業」のうちの「少子・高齢化対策事業」において、公共施設

等のバリアフリー化、保健福祉施設の整備等に対して、地方債及び地方交付税による措置を講じるとともに、公共交通や民間施設等のバリアフリー化に対する支援に対して、地方債又は特別交付税による措置を講じることとしている。なお、庁舎における音声標識ガイド装置の設置等に対し引き続き特別交付税による措置を講じることとしている。

12 環境と調和した循環型社会の形成を推進するため、地球温暖化防止対策、自然共生型社会の構築、廃棄物の発生抑制・リサイクル対策等のソフト事業に要する経費について、地方交付税措置を拡充することとしている。

また、ハード事業についても、「地域活性化事業」のうちの「循環型社会形成事業」において、地方債及び地方交付税による措置を講じることとしている。

13 「わがまちづくり支援事業」として、住民による話し合いの場づくりやその結果を受けた取組みに対する市町村の支援に要する経費について引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

14 「地域を支える人づくり事業」として、U、J、エターンの促進等地域を支える人材の確保・定着や育成等に必要なソフト事業の経費に対して地方交付税措置を講じることとしている。

また、ハード事業についても、「地域活性化事業」のうちの「地域資源活用促進事業」において、地方債及び地方交付税による措置を講じること

としている。

15 「地域経済新生事業」として、ベンチャー企業等への支援や販路開拓支援等のソフト事業の取組みに必要な経費に対して、地方交付税措置を講じることとしている。

また、ハード事業について、「地域活性化事業」のうちの「地域資源活用促進事業」において、地域の産業・経済基盤の整備事業に対して、地方債および地方交付税による措置を講じることとしている。

16 引き続き、「中心市街地再活性化特別対策事業」として、地方団体が計画的、総合的に実施する中心市街地再活性化のための事業に対して、地方債及び地方交付税による措置を講じるとともに、ソフト事業に対しても地方交付税措置を講じることとしている。特に、支援の重点を基本計画の策定から計画の効果的実施に移していくとの観点から、計画に位置づけられた事業の具体化や、既に策定された基本計画の再評価について重点的に支援を行うこととしている。

17 引き続き、「新地域経済基盤強化対策」として、「地域活性化事業」のうちの「地域資源活用促進事業」において、地域の産業・経済基盤の整備事業に対し、また、ふるさと融資に対して、地方債及び地方交付税による措置を講じるとともに、ソフト事業に対しても地方交付税措置を講じることとしている。また、日本政策投資銀行の特利融資制度について、平成十三年度に引き続き一定の

要件の下に金利の一部引下げ措置を講じることとしている。

なお、ふるさと融資制度について、離島地域及び特別豪雪地帯における特例措置(融資比率の引上げ、融資限度額の引上げ)については平成十五年三月三十一日まで延長することとしている。

18 中小企業金融対策については、中小企業への資金供給の円滑化を図るため、引き続き金融機関に対する預託等に係る地方財政措置を講じることとしている。

19 「国土保全対策」として、国土保全の見地からの農地、森林等の管理対策、後継者対策、第三セクターの活用等のソフト事業に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

また、ハード事業についても、森林・農地が果たしている国土保全機能を守るための各種事業、新規就農者・後継者の確保のための事業等について、「地域活性化事業」のうちの「循環型社会形成事業」において、地方債及び地方交付税による措置を講じることとしている。

20 「農山漁村対策」及び「森林・山村対策」として、ふるさと農道・林道緊急整備事業をはじめ農山漁村地域の活性化を推進するための各種施策に対する所要の地方財政措置を引き続き講じることとしているが、新たに、森林の有する多面的機能発揮の観点から森林所有者等による森林施業の実施に不可欠な地域における活動(森林の現況調査、実施区域

の指定、伐採計画の策定等)に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしている。

政 策

の明確化等)を支援する地方単独事業に対し地方交付税措置を講じることとしている。

21 地方単独事業と国庫補助事業との連携により農山漁村地域の総合的振興を図るため、「農山漁村地域資源活用促進事業」として、農山漁村と都市の交流促進や地域資源を活かした多様な地域産業の振興等に係る地方単独事業(ソフト・ハード)について、「地域活性化事業」のうちの「地域資源活用促進事業」等の財政措置の中で対応することとしている。

22 平成十四年二月一日より乗合バス事業に係る需給調整規制が廃止されることに伴い、地方団体が地域協議会における検討等に基づき、地域の実情に応じて生活交通確保対策を講じるために要する経費について、地方交付税措置を講じることとしている。

なお、JRバスへの地方団体の補助経費についても、地方交付税措置の対象とすることとしている。

23 「地域文化振興対策」として、住民の芸術文化活動の支援、創造的で文化的なまちづくり、地域文化財・歴史的遺産の活用による地域おこし等のソフト事業に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

また、ハード事業についても、地方指定文化財等や歴史的建造物・街並みの保存、改修及び周辺整備について、「地域活性化事業」のうちの「地域資源活用促進事業」において、地方債及び地方交付税による措置を

講じることとしている。

24 地域の国際化を推進するため、語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)や自治体職員協力交流事業等の国際交流・国際協力施策に対し、引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

25 平成十三年十月に策定された「電子政府・電子自治体推進プログラム」、「全国ブロードバンド構想」等の趣旨を踏まえ、各地方団体においても、電子自治体の実現をはじめ、地域の情報化に積極的に取り組むことが必要である。

このため、各地方団体においては、既存業務の見直しや、都道府県単位等でのシステムの広域的整備等により、行政の簡素・効率化、透明化及び国民の利便性の飛躍的向上をもたらし電子自治体の実現に向けて、積極的に取り組まれない。

このような取組みを支援するため、地方団体が行う庁内LAN及び必要な職員に対する一人一台パソコンの整備、総合行政ネットワークの整備、住民基本台帳ネットワークシステムの構築、公的個人認証サービス制度の構築、申請・届出、入札、地方税申告、歳入手続等の電子化の推進、セキュリティポリシー策定等のコンピュータ・セキュリティ対策等に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしている。

また、地域間格差の是正や活力ある地域社会の形成に資するため、地域公共ネットワーク等の高速・超高速ネットワークインフラの整備等に

ついて、国庫補助、地方債及び地方交付税による措置を講じるとともに、地域住民の情報リテラシーの向上等、誰もがITを利用できる社会を実現するための取組みに要する経費について、地方交付税措置を講じることとしている。

26 平成十七年度を目標に、全ての学級のあらゆる授業において教員及び生徒がコンピュータを活用できる環境を整備できるよう、引き続き地方交付税措置を講じるとともに、全ての公立小中高等学校等がインターネットにアクセスするために必要な経費についても引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

27 「科学技術振興対策」として、地域における科学技術の振興に向けた地方団体の自主的かつ戦略的なソフト事業に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしている。

また、ハード事業についても、「地域活性化事業」のうちの「地域資源活用促進事業」において、地方債及び地方交付税による措置を講じることとしている。

28 災害に強い安全なまちづくりを推進するため、公共施設等の耐震化や防災基盤の整備等の防災対策について、「防災対策事業」において地方債及び地方交付税による措置を講じることとしている。

29 PFI事業は、公共施設等の整備を効率的かつ効果的に進める上で有効な手法であるので、「地方公共団体におけるPFI事業について」

(平成十二年三月二十九日付け自治事務次官通知)及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について(平成十二年三月二十九日付け自治省財政局長通知)を参考として、その積極的な活用を努められたい。

なお、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成十一年法律第一一七号)の一部改正により、その用に供するため行政財産をPFI事業者に貸し付けること等が可能となったところであり、留意されたい。

30 地方団体の基金については、その規模や管理などについて十分検討を行ったうえで、それぞれの基金の設置の趣旨に即して、一層有効な活用を図るとともに、適正な管理・運用に努められたい。

31 公営企業会計と一般会計との間の経費負担区分については、「平成十四年度地方公営企業繰出金について」(自治財政局長通知)により別途通知することとしているが、その適正な運用に努め、地方公営企業がその本来の在り方に即した健全な経営を行いうるよう配慮されたい。

32 地方公営企業及び地方公社等(第三セクターを含む)については、その経営の適否が地方団体の財政に重大な影響を及ぼすことにかんがみ、普通会計のほか公営企業会計及び地方公社等の財政状況を全体として的確に把握し、総合的な財政運

政 策

営に努めるとともに、行政改革大綱(平成十二年十一月一日閣議決定)を踏まえ、経済環境の変化への対応、経営主体の経営の効率化、地方団体の財政運営のより一層の健全化等の観点から、その経営改善等について積極的に取り組まれない。

33 第三セクターに関しては、「第三セクターに関する指針」平成十一年五月二十日付け自治大臣官房総務審議官通知)の趣旨を踏まえ、定期的に経営状況の点検評価を行い、役員数及び給与の見直し、組織機構のスリム化等による運営の改善を促すとともに、その事業や公的関与の内容について積極的な情報開示に努められたい。特に、点検評価の結果、経営の悪化が深刻であると判断される第三セクターについては、できるだけ早期に、第三セクター方式での事業の存廃自体の検討も含め抜本的な経営改善策を講じられたい。

また、第三セクターの設立に当たっては、公民の役割分担の考え方を踏まえ、行政施策との関連性を明確にするとともに、事業コスト、収支の見直し、公的関与の内容等について慎重に検討されたい。

なお、第三セクターの債務に係る損失補償契約等の債務負担行為の設定は、将来の財政運営への影響を考慮し、特に慎重に対処されたい。

職員の派遣については、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」平成十二年法律第五十号)が本年四月一日から施行されることから、遺漏のないようにさ

れたい。地方団体が人的援助を行うことが必要と認められる公益法人等の業務に専ら従事させるために、従来、休職、職務専念義務の免除等により職員を公益法人等の業務に従事させていたものについては、この法律に規定する職員派遣制度等によるべきこととなるので留意されたい。

34 土地開発公社の運営に当たっては、「公有地の拡大の推進に関する法律」の施行について(土地開発公社関係)の改正について(平成十二年四月二十一日付け建設省建設経済局長、自治大臣官房総務審議官通知)等を踏まえ、次の点に留意されたい。

- (1) 土地の取得については土地利用計画等を十分に検討し、土地開発公社が現に保有している土地については事業計画の見直し等を含めて処分の促進に努めるとともに、土地取得手続の適正化や金利の低減、積極的な情報公開等に努めること。特に、保有期間が長期にわたる土地については、処分を積極的にに行い、より一層の経営の健全化に努めること。
- (2) 地方団体が、土地開発公社の保有する公共効用施設用地を再取得することなく事業の用に供することや、再取得に要した費用を長期にわたり繰り延べることは、不適切な財政運営であることから、可及的速やかにその改善を図ること。

歳 入

1 地方税

地方税については、次の諸点に留

- (1) 平成十四年度の地方税制改正による増減収額と国の税制改正に伴う増減収額とを合わせ、平成十四年度の減収額を一〇三億円と見込んでいくこと。
- (2) 平成十四年度の地方財政計画における地方税収入見込額については、税制改正後において前年度当初見込額に対し三・七％減の三四兆二五六三億円(道府県税にあつては六・五％の減、市町村税にあつては一・六％の減)になるものと見込まれること。

主要税目では、道府県民税のうち所得割一・七％の減、法人税割一・〇％の減、利子割六〇・〇％の減、法人事業税二・〇％の減、地方消費税五・一％の減、市町村民税のうち所得割一・七％の減、法人税割三・〇％の減、国定資産税一・二％の減となる見込みであること。

なお、この地方税収入見込額は、地方団体全体の見込額であるので、地域における経済の実勢等に差異があること等を踏まえ、適正な収入の見積りを行う必要があること。

2 地方譲与税

地方譲与税の収入見込額は、六、二九九億円(前年度比二億円、〇・〇％増)であり、その内訳は、地方道路譲与税三、〇二三億円(同三三億円、一・一％増)、特別とん譲与税一一二億円(同二億円、一・八％

減)、航空機燃料譲与税一六六億円(同四億円、一・一・五％増)、石油ガス譲与税一四〇億円(同二億円、一・四％減)及び自動車重量譲与税二、七九八億円(同三・一億円、一・一％減)となっている。

3 地方特例交付金

地方特例交付金の収入見込額は、恒久的な減税に伴う地方税の減収見込額の総額の四分の三の額一兆四、五六三億円)からたばこ税の一部の地方への移譲(一、二八一億円)及び法人税の地方交付税率の引上げによる補てん額(四、二四六億円)を控除した九、〇三六億円であり、前年度に比し、一八億円、〇・二％の増となっている。

4 地方交付税

平成十四年度の地方交付税に係る国の一般会計からの繰入れは、所得税及び酒税の三三％相当額、法人税の三五・八％相当額、消費税の二九・五％相当額及びたばこ税の二五％相当額の合計額一一兆六、四四八億円(平成九年度及び十年度に係る精算額のうち平成十四年度分の精算額八七〇億円を減額した後の額)に国の一般会計における加算額三兆四、六三三億円(既往法定分三、三〇六億円(恒久的な減税に係る交付税特別会計借入金利子分三二八億円を含む)、臨時財政対策加算分三兆一、三二六億円)を加えた一六兆一、〇八〇億円であり、前年度に比し、一、八六八億円、一・二％増となっている。

地方団体に交付される地方交付税

政 策

の総額は、これに交付税特別会計借入金三兆五、六四九億円、交付税特別会計における剰余金四、八〇〇億円を加算し、交付税特別会計借入金に係る償還額三九一億円及び利子支払額五、六八九億円を減額した一九兆五、四四九億円であり、前年度に比し八、〇四九億円、四・〇％の減となっている。

平成十四年度の各地方団体における地方交付税の額を見込むに当たっては、前年度の決定額に単純に地方交付税総額の対前年度比を乗じるなどの方法を用いることにより、結果として過大な見積りを行うことのないよう、次の事項に特に留意すべきである。

(1) 平成十四年度以降の地方交付税の算定に当たっては、地方団体の自主的・主体的な財政運営を促す方向で、以下のとおり見直しを行うこととしていること。

ア 事業費補正については、

(ア)公共事業に係る地方負担については、原則として地方債の充当率(財源対策債を含む。)を、現行の九五%から九〇%に引き下げるとともに、地方債元利償還金の事業費補正方式(公債費方式によるものを含む。以下同じ。)による基準財政需要額への算入率を引き下げ、当該引き下げ部分については、単位費用により措置する標準事業費方式に振り替えることとし、地方負担額に対する事業費補正方式による基準財政需要額への算入率を原則として現行の二分の一度の三〇%(港湾、ダム事業等

標準事業費方式では的確に算定できないものについては現行の三分の二程度の四五%)とすることとしていること。

具体的には、通常債の充当率を原則として三〇%、財源対策債の充当率を原則として六〇%とするとともに、通常債に係る元利償還金については、原則として事業費補正方式による算入を行わない(港湾、ダム事業等標準事業費方式では的確に算定できないものについては、元利償還金の五〇%を事業費補正方式により算入することとし、財源対策債に係る元利償還金については、その五〇%を事業費補正方式により算入することとしていること。

義務教育施設整備事業及び廃棄物処理施設整備事業については、通常債の充当率を七五%、財源対策債の充当率を一五%とし、通常債の元利償還金の算入率は、義務教育施設整備事業については七〇%(プール、学校給食施設、大規模改造を除く。)、廃棄物処理施設整備事業(継ぎ足し単独等を除く。)については五〇%とすることとしていること。

なお、これらの措置については平成十四年度の地方負担分に係る地方債から適用することとしており、平成十三年以前既発債に係る元利償還金については従前どおりの財政措置を行うこととしていること。また、当該年度事業費補正については廃止することとしていること。

(イ)単独事業については、事業費補正による算定の対象事業を限定する

こととし、地域総合整備事業は廃止する一方、いわゆる箱物整備は原則対象外とし、喫緊の政策課題である重点七分野に係る基盤整備事業に対象事業を限定した「地域活性化事業」を創設するとともに、「合併特例事業」及び「防災対策事業」を創設し、それぞれ次の措置を講じることとしていること。

a 地域活性化事業は、地方債充当率を七五%とし、その元利償還金の算入率を三〇%とする(特に推進するものについてはさらに財源対策債一五%を充当すること)。
b 合併特例事業は、市町村事業のうち合併後事業の地方債充当率を九五%とし、合併重点支援地域における市町村事業のうち合併前事業及び都道府県事業の地方債充当率を九〇%、その元利償還金の算入率を五〇%とすること。

c 防災対策事業は、防災基盤整備事業の地方債充当率を七五%、その元利償還金の算入率を三〇%とし、公共施設等耐震化事業の地方債充当率を九〇%、その元利償還金の算入率を五〇%とすること。

なお、平成十三年以前既発債に係る元利償還金については、従前どおりの財政措置を行うこととしていること。

イ 市町村分の段階補正については、合理的・効率的に行財政運営を行っている地方団体における失態を反映した見直しを、平成十四年度か

ら三年間かけて行うこととしていること。

(2) 平成十四年度の基準財政需要額については、(1)の算定方法の見直しを行うとともに、前年度に引き続き経常経費及び投資的経費に係る基準財政需要額の一部を臨時財政対策債に振り替える措置を講じることとしていること。

基準財政需要額の増減は、道府県分と市町村分、また各地方団体における経常経費、投資的経費、公債費のウエイト等により地方団体ことにかんがりの差異が生じるものと見込まれること。

一方、基準財政収入額については、一般的に、道府県分にあつては、法人関係税及び道府県民税利子割について減少が見込まれ、市町村分にあつては、市町村民税法人税割及び利子割交付金について減少が見込まれるが、団体ごとの増減は必ずしも一律ではないので、過少に見積もることのないようにすること。

また、恒久的な減税に伴う地方特例交付金及び減税補てん債相当額についても、その一定割合を基準財政収入額に算入することとしていること。

(3) 平成十四年度の基準財政需要額の伸び率については、基準財政需要額の一部を臨時財政対策債に振り替える措置が講じられた後において、平成十三年算定に比し、経常経費にあつては、道府県分二・五%程度の減、市町村分三・五%程度の減、投資的経費(事業費補正分を除く。)

政 策

にあつては、道府県分二〇・五％程
度の減、市町村分一七・〇％程度
の減と見込まれること。

(4) 経常経費については、

ア 介護保険制度の支援をはじめと
する少子・高齢社会に向けた地域福
祉施策に要する経費、国土保全対策
に要する経費、農山漁村関連対策に
要する経費・森林・山村対策に要す
る経費、環境対策に要する経費、地
域情報化推進事業に要する経費、教
育情報化対策に要する経費、地域文
化振興対策に要する経費、わがまち
づくり支援事業に要する経費、地域
経済新生事業に要する経費、共生の
まちづくり推進に要する経費、健康
づくり事業に要する経費等について
基準財政需要額に算入することとし
ていること。

イ 給与改善費については、地方財
政計画における取扱いを踏まえ、算
入しないこととするともに、追加
財政需要額として五、一〇〇億円
(地方財政計画上予定額五、七〇
〇億円のうち災害分六〇〇億円を除
いた額)を関係費目に算入すること
としていること。

(5) 投資的経費については、(1)アの
とおり、一般公共事業等について、
地方債(財源対策債を含む。)の充
当率を原則九五％から九〇％に引き
下げるとともに、当該年度事業費補
正を廃止することに伴い、地方負担
額のうち地方債充当残部分の単位費
用算入額を前年度に比べ引き上げる
こととしていること。

財源対策債の元利償還金について

は、その五〇％を公債費方式又は事
業費補正方式により、五〇％を関係
費目における単位費用において標準
事業費方式により後年度において基
準財政需要額に算入することとして
いること。

(6) 平成十四年度においても、前年
度に引き続き臨時財政対策債を発行
することに伴い、経常経費に係る
「企画振興費」及び「その他の諸費
(人口)」並びに投資的経費に係る、そ
の他の土木費」及び「その他の諸費
(人口・面積)」の単位費用を引き下
げることとしているが、臨時財政対
策債の発行額の増加に伴い、各団体
における基準財政需要額から臨時財
政対策債への振替額は、道府県分、
市町村分ともおおむね平成十三年度
の二・二倍程度になると見込まれる
こと。

また、臨時財政対策債の各団体ご
との発行可能額は、平成十三年度と
同様に基準財政需要額からの振替相
当額として基準財政需要額の算定方
法に準じた方法により算出した額と
し、各団体の普通交付税の額と併せ
て決定することとしていること。

(7) 以上のほか、平成十四年度の基
準財政収入額については、恒久的な
減税をはじめとする地方税制改正を
踏まえた収入見込額を基礎とするこ
とにも、法人関係税及び住民税利子
割(利子割交付金を含む。)につい
ては精算措置を講じることとしてい
ること。

また、法人関係税及び住民税利子
割(利子割交付金を含む。)の減収

額を対象に減収補てん債を発行する
場合には、減収補てん債発行額は、
精算措置の対象から除くこととして
いること。

(8) 地方団体が課税免除又は不均一
課税を行った場合における基準財政
収入額の特例措置(減収補てん措置)
については、平成十年の地方分権推
進計画を踏まえ、見直しを行ってき
ていたところであるが、平成十四年
度においては、「低開発地域工業開
発促進法」(昭和三十六年法律第二
十六号)第五条の規定に基づく措置に
ついては、適用期限の延長措置は講
じないこととしていること。

(9) 平成十四年度の特別交付税の総
額は、平成十三年度に比し四・〇％
の減となつているので、予算計上に
当たつては、過大に計上することの
ないよう慎重に見積もること。

特に、平成十三年度において、災
害対策関連経費等年度によつて激変
する項目により多額の交付を受けて
いる地方団体にあつては、これらの
事由による減少についても確実に見
込むこと。

5 国庫支出金

国庫支出金については、第二次地
方分権推進計画(平成十一年三月二
十六日閣議決定)等を踏まえ、次の
ような制度改正が予定されているの
で、その予算計上に当たつては、国
の予算措置の内容に十分留意されたい。

なお、国庫支出金の総額について
は現在のところ確定した金額を把握
することは困難であるが、二・七％

損害保険 代理店

株式会社 千 里 (ちさと)

〒100-0014

東京都千代田区永田町 1 - 11 - 32 全国町村会館西館内

☎ 03 - 5512 - 4726(代)

営業所(全国26か所)

政 策

表1 平成14年度 各種交付金計上額

(単位: 億円、%)

交 付 金 名	14年度	13年度	増減額	増減率
交通安全対策特別交付金	816.1	854.6	38.5	4.5
国有提供施設等所在市町村助成交付金	239.5	239.5	0.0	0.0
施設等所在市町村調整交付金	62.0	62.0	0.0	0.0
電源立地促進対策等交付金	1,831.6	1,821.4	10.2	0.6
特定防衛施設周辺整備調整交付金	130.0	130.0	0.0	0.0
特別行動委員会関係特定防衛施設周辺整備調整交付金	39.5	43.5	4.0	9.2
石油貯蔵施設立地対策等交付金	69.7	70.2	0.5	0.7
地方道路整備臨時交付金	7,102.0	7,155.0	53.0	0.7

程度の減になるものと見込まれる。(1) 国が箇所付けないことを基本として、具体の事業箇所・内容について地方団体が主体的に定めることができることを基本的な仕組みとする統合補助金及び一定の政策目的を実現するために複数の事業を一体的かつ主体的に実施することができる統合補助金については、農業集落排水事業統合補助などを大幅に増額するとともに、非公共分野の統合補助金を新設するなど、平成十四年度において、さらなる拡充が行われること。

(2) 平成十四年度の新規採択に係る一般廃棄物焼却施設整備事業については、引き続き、ダイオキシン類排出抑制の観点からプラント部分に対する国庫補助額を補助率三分の一の額まで加算する等の特別の財政

措置を講じることとされていること。(平成十二年度から平成十四年度までの時限措置)

(3) 平成十四年度における各種交付金の計上額は、表1のとおりであること。

国有提供施設等所在市町村助成交付金及び施設等所在市町村調整交付金の予算計上に当たっては、過大に計上することのないよう慎重に見積もること。

6 地方債

平成十四年度の地方債計画は、地方団体が当面する政策課題に重点的・効率的に対応しうよう、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定している。

その総額は、一六兆五、二二九億円となり、前年度に比し二四一億円、〇・一%の増となっている。

このうち、普通会計分は一兆六、四九三億円で、前年度に比し七、三八六億円、六・二%の増(臨時財政対策債を除いた場合は、九兆四、二二二億円で、前年度に比べて一兆三八七億円、九・九%の減)となっている。

また、公営企業会計等分は三兆八、七四六億円で、前年度に比し七、一四五億円、一五・六%の減となっている。

その主な内容は、次のとおりである。

(1) 通常収支に係る地方財源の不足に対処するため、「地方財政法」第五條の特例として臨時財政対策債を発行することとし、三兆二、二六一億

円を計上していること。

なお、資金については、平成十三年度の資金配分状況等を踏まえ、政府資金一兆四、五一七億円を確保しており、市町村に対して優先的に政府資金を配分する予定であること。

(2) 恒久的な減税の実施に伴う減収の一部に対処するため、「地方財政法」第五條の特例として減税補てん償四、八五五億円を計上していること。

(3) 地方一般財源の不足に対処するため、一般公共事業債、義務教育施設整備事業債、一般廃棄物処理事業債、一般事業債(公園緑地事業)、地域活性化事業債、臨時地方道路整備事業債及び臨時河川等整備事業債の一部に係る充当率の臨時的引上げ等により、財源対策債として一兆九、二〇〇億円を増額計上していること。

また、個別の地方団体の財政措置に不均衡が生じないよう調整分を計上し、調整を図ることとしていること。

(4) 一般公共事業債(従来の臨時的拡大分の対象事業に係るものを含む。)に係る通常債の充当率を原則三〇%とするとともに、財源対策債による充当率の臨時的引上げ後の充当率を原則九〇%としていること。

(5) 住宅宅地関連公共施設等総合整備事業等の制度的位置づけが一部見直されることに伴い、平成十四年度以降、住宅宅地関連公共施設等総合整備事業、住宅市街地整備総合支援事業(関連公共施設部分)、下水道関

連特定治水施設整備事業、住宅宅地基礎特定治水施設等整備事業については、原則として一般公共事業債の対象とすることとしていること。

なお、河川等関連公共施設整備促進事業については、一般事業債の対象とすることとしていること。

(6) 地方単独事業については、地域の自立や活性化につながる基盤整備や生活関連社会資本整備を重点的・効率的に推進できるよう、その所要額を確保していること。

ア 地域の活性化に向けて、循環型社会の形成、少子・高齢化対策、地域資源の活用促進、都市再生、科学技術の振興、情報通信基盤整備を推進するため、一般単独事業債に新たに「地域活性化事業(充当率七五%)、特に推進するものについてはさらに財源対策債一五%を充当)を計上し、以下の事業を対象とすることとしていること。

- ・循環型社会形成事業(地方債計画額六〇〇億円)
- ・少子・高齢化対策事業(同七五九億円)
- ・地域資源活用促進事業(同六〇〇億円)
- ・都市再生事業(同一、五〇〇億円)
- ・地域情報通信基盤整備事業(同八五八億円)

なお、地域総合整備事業債は継続事業分を除き、平成十三年度をもって廃止することとしているが、地域総合整備事業債の対象としていた半島振興道路整備事業、中心市街地活性化特別対策事業及び商店街等振

興整備特別事業は、一般単独事業債（一般事業 充当率七五％）の対象とすることとし、広域まちづくり対策事業（拠点事業）は一部要件を見直しの上、地方拠点都市整備事業として一般単独事業債（一般事業、充当率七五％）の対象とすることとしていること。

また、地域活性化事業の創設に伴い、都市生活環境整備特別対策事業（一般事業）は廃止することとしていること。

イ 自主的な市町村の合併をより一層強力に推進するため、合併重点支援地域において市町村が広域的に行う公共施設の整備及び都道府県が行う交通基盤施設の整備（補助事業を含む。）並びに合併市町村におけるまちづくりの計画的な実施（補助事業、地方公営企業に係る事業を含む。）を支援することとし、一般単独事業債に新たに「合併特別事業」を計上していること。

ウ 災害に強い安全なまちづくりを推進するため、防災システムのIT化などの防災基盤の整備及び公共施設等の耐震化を重点的に実施することとし、一般単独事業債に新たに「防災対策事業」を計上していること。

なお、防災対策事業の創設に伴い、防災まちづくり事業及び緊急防災基盤整備事業（一般事業）は廃止することとしていること。

エ 地方団体が緊急に行う介護サービス関連施設（小規模特別養護老人ホーム、高齢者共同住宅等）の整備

に係る地方単独事業については、普通会計債である地域活性化事業（少子・高齢化対策事業）及び社会福祉施設整備整備事業の対象とすることとし、その所要額を確保していること。

オ 地方団体が社会福祉法人に貸し付ける目的で用地を取得する場合の地方債措置については、平成十三年度において、その対象となる施設にケアハウス（都道府県知事の指定を受けて特定施設入所者生活介護を提供するものに限る。）、痴呆性高齢者グループホーム（都道府県知事の指定を受けて痴呆性対応型共同生活介護を提供するものに限る。）及び保育所を追加するとともに、保育所については貸付けに係る施設整備についても新たに地方債措置を行うこととしたところであること。これらの地方債措置については、適用期間を平成十四年度まで延長することとしていること。

カ 臨時地方道整備事業債（一般分）、臨時河川等整備事業債（一般分）及び臨時高等学校整備事業債の充当率を前年度に引き続き九五％とすることとし、その所要額を確保していること。

キ 地域総合整備資金貸付事業（ふるさと融資）については、引き続き所要額を確保し、官民一体となつたふるさとづくりを積極的に支援することとしていること。

ク 過疎地域の自立促進のための施策を推進し、また、辺地とその他の地域の格差是正を図るため、辺地及

び過疎対策事業債の所要額を確保するとともに、過疎地域等の自立促進に資する効果的なプロジェクト等を重点的に支援していくこととしていること。

(8) 平成十三年度及び平成十四年度の税制改正、国民健康保険財政対策（高額医療費共同事業）に係る地方負担額、国庫補助負担金の一般財源化に伴う不交付団体における影響額に対処するため、調整債を計上していること。

(9) 地方債資金については、政府資金七兆六、〇〇〇億円（前年度比二、一〇〇億円、二・七％減、地方債計画中の構成比四六・〇％）、公庫資金一兆九、〇〇〇億円（前年度比六〇〇億円、三・一％減、地方債計画中の構成比一一・五％）及び民間等資金七兆三九億円（前年度比二、九四一億円、四・四％増）により、その所要額を確保することとしていること。

また、政府資金の内訳については、財源融資資金五兆三〇〇億円（前年度比一、五〇〇億円、二・九％減）、郵貯資金九、八〇〇億円（前年度比二、〇〇〇億円、二・〇％減）、簡保資金一兆五、九〇〇億円（前年度比四、〇〇〇億円、二・五％減）としていること。

(10) 民間資金の調達に当たっては、各団体の状況に応じ、市場公募化の推進、証券発行方式の一層の活用、満期一括償還化、発行単位の大規模化、発行時期の平準化及び償還期間の多様化を図り、加えて、財政状況

や地方債の発行計画等についてのIR活動（投資家・金融期間等への説明）及び情報公開に積極的に取り組むこと等により流通性の一層の向上や調達手段の多様化に努められたこと。

なお、市場公募化に関して、地域住民の行政参加意識の高揚とともに、地方債の個人消化及び資金調達手法の多様化を図る趣旨から、「住民参加型ミニ市場公募債」の発行を推進することとしているので、各団体におかれては、発行に向けて積極的に検討されたいこと。

また、施設の耐用年数に比して著しく地方債の償還年限が短いこと等により、公債費が急増していること、地方団体も見受けられるので、証券形式の縁故地方債について一〇年間で借換えを予定しない償還方式を原則としている場合において、借換えを予定した方式の導入を検討する等適切な地方債の償還条件を選択し、公債費負担の中長期的な平準化に十分留意されたいこと。

なお、国際、政府保証債、他団体の市場公募債等の発行条件、長期金利の動向等を継続的に把握し、関係金融機関等と協議のうえ、適切な借入（発行）条件の設定に努められたこと。

(11) 地方債協議制度に円滑に移行するため、起債制限比率及び経常収支比率を助案し、財政の健全性が確保されている一定の地方団体に対しては、引き続き許可制度の弾力的運用を行うこととしている。

政 策

7 使用料・手数料等
 使用料・手数料及び分担金・負担金については、対象事務の見直しを図りつつ、住民負担の公平確保の観点と受益者負担の原則に立脚し、関係事務費の動向に即応して常に見直しを行い、その適正化を図らねばならない。

歳 出

1 給与関係経費

給与関係経費については、次の事項に留意し、定員管理及び給与水準の適正化等により、その抑制に特段の努力をされたい。

(1) 各地方団体においては、数値目標を掲げた定員適正化計画の着実な実行、積極的な見直しを行い、事務事業の見直し、組織・機構の簡素合理化、民間委託、OA化等を継続的に進め、新たな行政需要に対しても、スクラップ・アンド・ビルドを基本として、定員管理の適正化を一層推進し、定員の縮減に努めること。

なお、義務教育諸学校及び公立高等学校の教職員等国が法令により標準定数を定めているものについては、当該法令の趣旨等を踏まえて、定数の適正化を図るなど、適切に対処されたいこと。

また、住民の理解と協力の下に定員管理の適正化を推進するため、定員管理の状況及び定員適正化計画の数値目標について公表すること。その際、住民の理解が得られやすいよう工夫を講じつつ、積極的に広報を行うこと。

なお、地方分権推進計画を踏まえ、た必置規制の改廃等を踏まえ、これに対応して、地域の実情に応じた簡素で効率的な行政体制となるよう適切な職員配置に努めること。

(2) 義務教育諸学校の教職員については、地方財政計画上、第七次公立義務教育諸学校教職員配置改善計画による増員五、三八〇人(平成十三年度から平成十七年度までの間の教職員定数の改善予定総数は二六、九〇〇人)を見込む一方で、児童生徒数の減少等に伴い、六、二五六人の減員を見込むことにより、全体として八七六人の減員を見込んでいること。

また、公立高等学校(特殊教育諸学校高等部を含む。以下同じ)についても、地方財政計画上、第六次公立高等学校教職員配置改善計画によ

る増員一、四〇一人(平成十三年度から平成十七年度までの間の教職員定数の改善予定総数は七、〇〇八人)を見込む一方で、生徒数の減少等による減員七、九六二人を見込むことにより、全体として六、五六一人の減員を見込んでいること。

公立大学、公立幼稚園の教員については、新規開学等により四五八人の増員を見込む一方で、地方財政計画上、国家公務員の定員削減計画に準じて六一人の定員削減を行うことにより、全体として三九七人の増員を見込んでいること。

(3) 警察事務職員を除く一般職員(教員、警察官、消防職員を除く職員)については、地方財政計画上、国家公務員の定員削減計画に準じて一〇、一〇一人の定員削減を行う一方で、介護予防及び老人保健関係職

員(保健婦)として三三九人を増員しているほか、施設増に伴う所要の増員を行うこととしていること。

(4) 警察官については、地方財政計画上、阪神・淡路大震災関連の一〇〇人の減員を見込む一方、現下の治安状況を勘案し、警察組織の徹底的な合理化が進められることを前提に四、五〇〇人の増員を見込むことにより、全体として四、四〇〇人の増員を行うこととしていること。また、警察事務職員については、二六八人の定員削減を行うこととしていること。

(5) 消防職員については、いわゆる雑居ビル等への立入検査体制の強化を図る観点から、予防要員として一、〇七七人の増員を見込み、新規常備化に係る増員二一人とあわせて一、〇九八人の増員を見込んでいること。

(6) (2)から(5)により、教員、警察官及び消防職員を加えた地方財政計画の職員数は、一一、三〇〇人程度の減員となっていること。

(7) 地方公務員共済組合等負担金については表2のとおり改定される予定であること。

(8) 平成十四年度の国の予算において給与改善費を計上しないこととされ、地方財政計画においても給与改善費を計上しないこととしているので留意されたいこと(八ページ「歳入」4 地方交付税(4)イ参照)。

2 一般行政経費
 一般行政経費については、次の事項に留意しつつ、経費全般について

表2 共済組合負担の組合別料率(対給料)

区分	警察官	警察事務職	都道府県一般職	市町村一般職	公立学校	
					義務教育職	その他教育職
事務費	13	260円	260円	260円	9,280円	260円
	14	260	260	260	9,350	260
長期	13	$\frac{132.0}{1,000}$	$\frac{132.0}{1,000}$	$\frac{132.0}{1,000}$	$\frac{132.0}{1,000}$	$\frac{132.0}{1,000}$
	14	$\frac{131.6}{1,000}$	$\frac{131.6}{1,000}$	$\frac{131.6}{1,000}$	$\frac{131.6}{1,000}$	$\frac{131.6}{1,000}$
短期	13	$\frac{61.91}{1,000}$	$\frac{61.91}{1,000}$	$\frac{55.56}{1,000}$	$\frac{58.68}{1,000}$	$\frac{47.63}{1,000}$
	14	$\frac{66.28}{1,000}$	$\frac{66.28}{1,000}$	$\frac{55.28}{1,000}$	$\frac{59.23}{1,000}$	$\frac{50.24}{1,000}$
追加費用	13	$\frac{113.2}{1,000}$	$\frac{100.7}{1,000}$	$\frac{127.0}{1,000}$	$\frac{60.5}{1,000}$	$\frac{83.1}{1,000}$
	14	$\frac{113.7}{1,000}$	$\frac{101.2}{1,000}$	$\frac{116.7}{1,000}$	$\frac{57.7}{1,000}$	$\frac{78.8}{1,000}$

(注) 1 「事務費」については、地方公務員等共済組合法附則第40条の4第1項の規定による特例措置が講じられている。
 2 「長期」欄中には、基礎年金搬出金に係る公的負担分を含んでいる。
 3 「短期」欄中には、育児休業手当金及び介護休業手当金に係る公的負担分並びに介護納付金の納付に要する費用に係る負担分を、また、市町村一般職の料率には、地方公務員等共済組合法附則第14条の4の規定に基づき市町村の負担分を含んでいる。

政 策

徹底した見直しを行い、重点化を図るとともに、その節減合理化に努められたい。

- (1) 国の委託費、補助金等については、廃止、減額等が行われているものもあるため、このような状況を踏まえて受託事業、補助事業等の予算計上、事業実施等に当たること。
- (2) 経費支出の効率化等の観点から、旅費、交際費、需要費等の事務管理経費の節減合理化、民間委託、広域的处理等の推進、庁舎等の行政財産の有効活用等を図るとともに、新たな施策の実施に必要な財源は、極力既定経費の節減合理化等により捻出するよう努め、後年度において財政負担の増加をもちたす措置については、慎重に対処することとされたいこと。
- (3) 平成十四年度地方財政計画においては、一般行政経費(単独)のうち、個性ある地方の活性化、循環型社会の形成、少子・高齢化への対応等いわゆる重点七分野以外に係る既定の行政経費を概ね一〇%削減し、重点七分野に係る施策に財源の重点配分を図ることとし、前年度に比し約〇・三%減の一兆二、二〇〇億円程度を計上することとしていること。
- (4) 社会福祉系統経費(単独)については、引き続き福祉施策の充実を図るため、前年度に比し約〇・九%増額し、地方財政計画に四兆二、二〇〇億円程度を計上することとしていること。
- (5) 高等学校以下の私立学校に対す

る助成については、地方財政計画に所要額を計上するとともに、地方交付税措置を講じることとしていること。

- (6) 災害等年度途中における追加財政需要の発生に備えるため、平成十四年度においては、五、七〇〇億円程度(前年度同額)を地方財政計画に計上することとしているので、各地方団体においては、年度途中の追加財政需要に適切に対応しうるようあらかじめ財源を留保しておくこと。
- (7) 運輸事業振興助成交付金については、引き続き地方財政計画に所要額を計上することとしていること。
- 3 投資的経費
 - 地方団体が財政の健全化に留意しつつ、地域の自立や活性化につながる基盤整備や生活関連社会資本整備を実施することが求められており、各地方団体においては、地域の実情に即した適切な事業を選択し、事業の重点的かつ効果的な実施に努められたい。
 - (1) 国の公共投資関係費は前年度比一〇・七%減とされたところであり、地方財政計画においては、投資的経費のうち補助・直轄事業費について、前年度に比し約八・五%減の八兆八、五〇〇億円程度となる見込みであること。
 - (2) 地方単独事業費については、国の公共投資関係費と同一の基調により前年度比一〇%減額することとし、地方財政計画上一兆七、五〇〇億円程度を計上することとしていること。

るが、既定経費の節減合理化や基金の活用などにより財源の確保に努めるとともに、基盤整備への重点化を図りつつ、生活関連基盤の整備や地域経済の振興等に必要なる事業量を確保されたいこと。

- (3) また、地方単独事業を含む公共事業等の執行に当たっては、その計画的かつ円滑な執行を確保するため、債務負担行為を積極的に活用することなどにより、工事発注時期の平準化を図ること。
- 4 公債費
 - 公債費については、近年、地方債残高が累増していることにかんがみ、公債費に係る地方交付税措置や減債基金における既発債の償還財源の積立状況等を考慮し、実質的な後年度負担を把握しつつ年次償還計画を策定することなどにより、中長期的観点に立った適切な財政運営の確保に努められたい。
 - 5 維持補修費
 - 維持補修費については、地方財政計画上前年度に比し〇・四%程度の減を見込むこととしているが、各種公共施設等について計画的に補修を行い、その機能が十分に発揮されるよう適切な措置を講じられたい。
 - 6 公営企業繰出金
 - 公営企業繰出金については、「地方公営企業法」(昭和二十七年法律第二九二号)等に定める一般会計との間における経費負担区分等の経営に関する基本原則を堅持しながら、地方公営企業の経営健全化等を推進するなど経営基盤の強化を図るとともに、生活関連社会資本の整備及び社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開に配慮し、地方財政計画に所要額を計上することとしているので、この趣旨に沿って適正な運用を図られたい。

に、生活関連社会資本の整備及び社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開に配慮し、地方財政計画に所要額を計上することとしているので、この趣旨に沿って適正な運用を図られたい。

- 7 その他
 - 次の諸点に、特に留意されたい。
 - (1) 国及び公団等に対し施設又は用地を無償に提供する等の事例が見受けられるが、「地方財政再建促進特別措置法」(昭和三十年法律第一九五号)(第二十四条第二項の規定に基づき適正に対処すること。また、「日本国有鉄道改革法」(昭和六十一年法律第八七号)により設立された旅客会社等に対する寄附金等の支出については、「国鉄民営化後の各旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に対する地方公共団体の寄附金等の支出について」(昭和六十二年三月三日付け自治省財政局長通知)及び「日本国有鉄道改革法」により設立された旅客会社等に対する地方公共団体の寄附金等の支出について」(平成十三年八月十日付け自治財政局長通知)に留意し、適切に対処すること。
 - (2) 第三セクター方式による鉄道事業に対する地方団体の取組みについては、事業の性格、収支、運営方式等を十分に検討のうえ、対処すること。
 - (3) 公営競技は、地方財政への寄与を主たる目的として実施されるものであるが、近年、経営状況が悪化し、収益率が低下しているところであるので、各公営競技施行団体において

政 策

- は、魅力の向上による売上げの増加を図り、開催経費の削減等による経営の合理化を徹底するよう努めるほか、必要に応じ、今後の事業のあり方についても検討を行うこと。
- また、公営競技収益金については、地域的並びに全国的な均てん化が必要であり、引き続きその推進に努められたいこと。
- (4) 「政府調達に関する協定」(平成七年十二月八日条約第二十三号)の適用対象となる都道府県及び指定都市が締結する一定額以上の調達契約については、同協定及び、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三七二号)に基づき適切な人札・契約事務を執行を図ること。
- (5) 地方団体の輸出振興を目的とする補助金、地元産品を優先して使用することを条件として交付される補助金等の助成措置の新設及び継続は、世界貿易機関(WTO)の「補助金及び相殺措置に関する協定」(平成六年十二月二十八日条約第十五号)に基づき禁止されていること。
- また、それ以外の補助金等であっても、特定企業又は特定産業に対するものについては、同協定によりWTO事務局への通報が義務付けられているので、地方団体においては、「補助金及び相殺措置に関する協定」について(通知)(平成六年十二月二十七日付け自治事務次官通知)に基づき、適切に対処されたいこと。
- (6) 公共工事については、「公共工事コスト縮減に対する取組について(平成十二年九月一日付け自治事務次官通知)」に基づき、引き続きコスト縮減の積極的に取り組まれたいこと。
- (7) 公共工事の入札及び契約手続については、地方団体において、これまでの改善の取組みを引き続き推進しつつ、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成十二年法律第一二七号)に基づき、情報の公表等の措置を適切に行うとともに、同法に基づき、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成十三年三月九日閣議決定)に従い、必要な措置を講じるよう努められたいこと。
- また、一般競争入札の適切な実施等については、「改革工程表」(平成十三年九月二十六日経済財政諮問会議とりまとめ)、「e-Japan重点計画」(e-Japan2002プログラムの加速・前倒し)・EIT関連構造改革工程表(最終とりまとめ)、「(平成十三年十一月七日EIT戦略本部報告)及び「規制改革の推進に関する第一次答申」(平成十三年十二月十一日総合規制改革会議答申)において、一般競争入札方式の拡大や電子入札・開札の活用等の必要性が指摘されているところであるので、これらの趣旨を十分に踏まえ、適切に対処されたいこと。
- (8) 国又は特別法人等が設置主体となる公的施設(会館、宿泊施設、会議場、結婚式場、健康増進施設、会合保養施設、勤労者リフレッシュ施設その他これらに準ずる施設で、特殊会社及び民営化が決定された法人が設置するものを除く。)については、施設の新設及び増築は禁止すること等とされ、地方団体についても、この措置に準じて措置するよう要請するものとされているところであり(平成十二年五月二十六日閣議決定)、「民間と競合する公的施設の改革」について(平成十二年六月九日付け自治事務次官通知)に基づき、適切に対処されたいこと。
- (9) 平成十四年四月から(流動性預金については平成十五年四月から)ペイオフが解禁されることとなっており、各地方団体においては、「地方公共団体におけるペイオフ解禁への対応方策研究会」とりまとめ(平成十三年四月二日付け自治行政局自治政策課長通知)等を参考に、「地方自治法」(昭和二十二年法律第六七号)の規定に基づき、安全で確実かつ有利な公金の運用に努められたいこと。また、資金管理に関し必要な情報の収集に努めるとともに、あらかじめ資金の管理運用等に係る方針を明確にしておくなど、適切に対処されたいこと。
- (10) 住民票の写しの交付等の事務を郵便局において取り扱うことができることとした、「地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律」(平成十三年法律第一二〇号)が平成十三年十二月一日に施行されたので、住民の利便の増進を図るとともに、地方団体の組織及び運営の合理化に資するため、本制度の活用にも努められたいこと。

**平成13年度 学校等公共建物
「火災予防運動」を実施**

全国町村会(財)全国自治協会

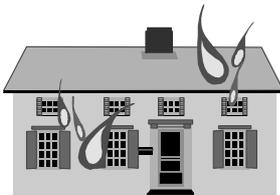
全国町村会・(財)全国自治協会は、火災多発期に際し、庁舎、学校等公共建物を火災から守るため「平成十三年度学校等公共建物火災予防運動」を全国的に展開している。

(財)全国自治協会が実施している町村有建物災害共済事業における罹災原因のうち火災は年々減少傾向にあるものの、一端火災が発生すると、その損害額は高額になることから毎年火災が多くなるこの時期に実施している。

昨年末には加入町村に対し火災予防と交通安全意識の高揚を図るため「防火・交通安全標語入りカレンダー」を作製し、配布した。

また、建物の防火診断が簡単にできる「公共建物の防火診断の要領」を配布し、査察診断の実施による火災の未然防止に努めてもらうこととしている。

公共建物火災予防



みんなで守ろうみんなの建物

情 報

カプセル Now & New

低料金の乗り合い タクシーを試験運行 福島県 小高町

商業施設や病院等が中心部に集中し、路線バスも少ない町では、高齢者等の足を確保し、商店街活性化につなげるため、自宅から町内の目的地まで片道一律三百円(市街地内の短距離では百円)で乗車できる乗り合いタクシー「おだかe(いい)まちタクシー」を試験運行した。

乳幼児に 絵本をプレゼント 茨城県 明野町

本を読み聞かせることを通じて親と子どもとのふれあいを深めてもらおうと町は、町立図書館で五か月健診に訪れた乳幼児に、動物などが描かれた絵本二冊の入った小さなリュックサックをプレゼントする「ブックスタート」運動を実施している。

町をきれいにする 神奈川県 箱根町

全国有数の観光地である町は、環境美化を推進していくため、箱根町をきれいにする条例」を施行した。たばこ等のポイ捨てなどを禁止しているほか、芦ノ湖などへの釣り具の投げ捨て、建物への落書きを禁止するとともに、自動販売機の設置届け出も義務付けている。

森林組合員を 不法投棄監視員に委嘱 山梨県 櫛形町

山間地を中心にこみの不法投棄が増加している町は、これまで各地区町内会長を環境衛生監

視員に委嘱しパトロールを実施していたが、さらに町の森林組合員も不法投棄監視員に委嘱し、通常業務中にこみの不法投棄を発見した場合、町に通報してもらっている。

無農薬の酒米を販売 新潟県 笹神村

生協や農協とともに「食糧と農業に関する推進協議会」を組織し、地元特産品の開発を検討している村では、安全・環境保全型の商品づくりを目指す協定に基づき、農協が無農薬・無化学肥料で生産された酒米を使用し開発した純米酒「ささかみ風土」を販売している。

漁獲物に使用する 氷の一割を補助 石川県 能都町

町は、主力産業である漁業の振興を図っていくため、町内二漁協の組合員が同町の市場に水揚げする場合、使用する氷の一割を補助している。氷をより多く使い漁獲物の鮮度を持続させることで商品価値を高め、同町産海産物のブランド化を目指していくのがねらい。

独居高齢者の 安否確認サービスを実施 長野県 坂北村

村は、独居高齢者を対象に、高齢者が一日一回は使うものに取り付けたセンサーが二十四時間動きを感じしなかつた場合自動的に業者のセンターに通報される安否確認サービスを実施している。業者は本人や登録している連絡先に電話で連絡し、安否を確認していく。

「町民サービス向上に「快援隊」を設置 静岡県 清水町

町は、相談窓口などに寄せられた町民の要望や相談に対し、職員が直接町民のところへ出向いて対応するチーム「快援隊」を設置した。町民サービス向上を図っていくのがねらいで、建設課、都市計画課、福祉保健課、長寿あんしん課、住民生活課の職員でチームを構成している。

農村体験ツアーを実施 愛知県 美浜町

町は、グリーンツーリズムを定着させ、新しい産業を育てていくことをねらいに、都市部の住民を対象にした農村体験ツアーを実施した。春と秋の計四日間開催し、田植えや稲刈りのほか、サツマイモの芽差しや地引き網など、海と山の両方の自然を体験してもらった。

地元産材の使用促進に モデルハウスを建設 京都府 京北町

高級木材の北山杉の産地として知られ、京北林業二十一世紀活性化戦略を策定している町は、地元産木材の使用促進をねらいに、町営のモデルハウス「京北のいえ」を建設した。地元産の杉やヒノキをつかった木造軸組工法で建設しており、木造住宅の良さにふれてもらう。

住民に親しみやすい 組織に再編成 愛媛県 肱川町

町は、組織改革の一環として、企画政策を担当する風おこし課と総務課と産業課の三課を「新しい町創造課」と、産業お

こし課」に、町民課と総務課と業務係を「くらしの窓口課」に再編するとともに、建設課を「生活基盤づくり課」、福祉課を「健康づくり課」に名称変更した。

宿泊施設で 接客技術の研修 佐賀県 小城町

町は、行政サービスを担う公務員として民間の接客技術を身に付けていくため、新規採用職員を対象に、接客施設での研修を実施した。研修先は、佐賀市内の共済組合が運営する複合宿泊施設で、結婚式場や喫茶コーナーなどで接客を体験した。

議会答弁用資料として パソコンを導入 大分県 大山町

無線LANの整備などIT関連の基盤整備を積極的に推進している町は、議場内に無線ポイントを設置し、町議会での執行部答弁の際、パソコンを持ち込んで答弁に必要なデータを即時に検索して答弁資料とする試みを実施している。町議会の効率化を図っていくのがねらい。

公民館で町民と 職員との座談会を実施 宮崎県 北浦町

住民の自治意識の醸成と生涯学習振興をねらいに区長制度に代えて自治公民館制を導入している町は、社会教育課職員が各公民館を訪問し町民との座談会を実施。公民館長や自治会役員などと生涯学習の意義や企画方法、補助金の交付申請などについて意見交換を行っている。

カプセル Now & New

随 想

人生雑感



新潟県町村会長
からす やま 鳥 山 町 長
岩 崎 義 一

随 想

生きるっていいね

うれしいもん

生きるっていいね

楽しいもん

生きるっていいね

友達できるもん

生きるっていいね

とつてもいいね

未来がくれるもん

小学校四年生の詩が新聞にのっていた。

生きることの真髄を教えられたような気がする。

うれしく、楽しく、多くの友達をつくり、自分の人生の目標への道を自ら作り歩いてゆく。

これが人生であり、人の生きざまではなかるうか。

私達の人生はうれしいこと、楽

縁の下に、下の歯がぬけた時は屋根にと。

今近代的な家屋となつて、縁の下もなくなりつつあり、昔日のわら屋根や杉皮葺きの屋根もなくなつて、ぬけた歯の行く場所がなくなつてい

傷の手当、下駄の鼻緒の切れたときの代用の役割を果たし、生活に密着していた手ぬぐいが、そして風呂敷なども消え去るうとして

物に大切にされる風習も経済的に豊かになり消えてゆく。

物質的に豊かになると、心の豊かさや思いやりの心は逆比例をしてゆくものなのだろうか。

物の豊かさは、物指しや計数で量り且つ整理することはできるが、心の豊かさや思いやりの心は量り得るすべはない。

心の豊かさや思いやりの心は、広くそして無限であるからである。

私達人間だれでも二つの手をもっている。

右の手、そして左の手である。

右の手が自分自身の幸せをつかむ手であるならば、残された左の手は、温かい思いやりの心を手のひらに乗せて多くの人々へ差し出

す手であつてほしいと願っている。

人間だれでも自分が一番可愛いのです。

自分自身が努力をして幸せになることは大切なことです。その幸せを右の手でしっかりとつかみ取り、左の手は思いやりの心を多くの人へ運ぶ手として使っていく

自分自身にとって良い一日一日が多くあつた年はすばらしい一年であつたと云う感覚が生まれてくるものである。

良い一年とは良い一日一日が多く集まって作りあげられることを肝に銘じ、一日一日を大切に、うれしく、楽しく、多くの友達をつくり、右の手と左の手の役割を大切にし自分の人生の道を歩いてゆきたい。たった一度しかない人生だから。



政策リーダー

政策リーダー

地方公務員給与実態調査結果を発表

総務省

総務省は、このほど二〇〇一年四月一日現在の地方公務員給与の実態調査結果を発表した。

それによると、地方公共団体の給与水準は、ラスパイレス指数でみると全地方公共団体平均で前年比〇・二ポイント下がって一〇〇・五となつている。この結果、昭和四十九年の一〇〇・六をピークに昭和五十九年以降二十七年連続の低下となり、過去最低となつている。これを反映して同指数の分布状況は、逐年低い階層に移行しており、同指数が一〇〇以上の自治体も平成六年以降皆無となるなど、昭和四十九年当時(七九三団体)と比べ着実に適正化が進んでいる。

また、同指数一〇〇未満の自治体は二、五〇一団体と全体の七割を占めている。

このほか、団体区分別のラスパイレス指数をみると、都道府県が一〇一・七(前年比〇・二ポイント減)、指定都市が一〇三・七(同〇・四ポイント減)、市が一〇一・四(同〇・三ポイント減)、町村が九六・一(同〇・二ポイント減)、また、一般行政職の団体区分別の平均給料月額では、都道府県が四四万七、四六八円(平均年齢四一・八歳)、市が四五万四、二七二円(同四二・七歳)、町村が三八万二、三四八円(同四一・二歳)となつている。

「循環型社会形成推進基本計画の策定のための具体的な指針について」(意見具申)まとまる

中央環境審議会循環型社会計画部会は、このほど「循環型社会形成推進基本計画の策定のための具体的な指針について」(意見具申)をまとめた。

指針では、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項等循環型社会形成推進基本計画に盛り込むべき項目を掲げるとともに、同計画の実施を担保するための措置や施策の導入工程表の作成など、実効性を高めることが必要であるなどとしている。基本的な方針の中では、廃棄物の処理に伴う環境への負荷低減は、地域住民を含む排出者の責任を具体的に示すことを求めている。また、製品の製造者が、製品の使用後までの一定の責任を果たすという拡大生産者責任に基づき講ずべき施策を示していくものとするなどを具申ししている。

なお、地方公共団体が果たすべき役割については、地域づくりを推進していくうえで重要課題の一つである循環型社会を形成するため、廃棄物の適正処分・リサイクルの実施にとどまらず、循環を軸にしたコーディーネーターとしての役割を果たすことが期待されており、国と地方公共団体の役割分担を明確化した上で、地方公共団体の役割を示すものとする」と明記されている。

中央環境審議会循環型社会計画部会では、今後、環境基本法第十五条第一項に規定する環境基本計画及び本指針を踏まえ、循環型社会形成推進法で定められた期限(平成十五年十月一日までに閣議決定)を前倒し、循環型社会形成推進基本計画を平成十五年三月末までに策定することとしている。

十二年度食料自給率四〇%

農水省は、このほど平成十二年度の食料自給率などを盛り込んだ「食料自給率レポート・食料需給表」を公表した。

十二年度の総合食料自給率(供給熱量ベース)は四〇%と、三年連続で同水準にとどまった。これは、消費面で、米の消費が減少し、畜産物や油脂類の消費が増加するという従来からの傾向が継続し、供給熱量が微増する一方、生産面では、果実や砂糖類など大半の品目で生産が減少したものの、小麦、大豆の生産が増加し、国産供給熱量が微増となったことによる。

なお、金額ベースの総合食料自給率は、国内生産がおおむね減少したこと等により、一ポイント低下して七二%だった。

また、穀物自給率(飼料用を含む穀物全体)は、小麦や飼料作物の国内生産が増加する一方、家畜の飼養頭数の減少に伴い飼料需要量が減少したことから、前年度比一ポイント増の二八%となり、飼料自給率も同二ポイント増の二六%となった。

供給熱量ベースの自給率を都道府県別にみると、米などの高熱量作物の主産道県で高くなる傾向にあり、北海道が一七六%で最も高く、秋田県一五七%、山形県一二八%の順となつている。一方、人口が集中する大都市圏を抱える都府県では、極めて低くなつており、東京都一%、大阪府二%、神奈川県三%の順となつている。

なお、政府は、平成十二年三月、十年後(平成二十二年)の食料自給率目標を四五%とする食料・農業・農村基本計画を閣議決定している。